

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

まんのう町長 栗田 隆義

市町村名 (市町村コード)	まんのう町 (37406)
地域名 (地域内農業集落名)	琴南地区 (更生、梶洲、木の下、城山、備中地、岡の峯、荒神、天川、梅の木、三本松上、三本松下、盛上、盛下、中央、旭町、栄町、錦町、仲空、上所、下所、新生、中通本村、野口、皆野、名頃下、名頃上、猪の鼻、焼尾、川東下、川東上、淵野、堀田、前の川、雨島、明神、中熊下、中熊上、林、三角、川奥中、川奥上、沖野、仲野、勝浦本村、下福家、真鈴、八峯、家六、谷所、長谷、奈良の木、横畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間地域であり、人口が減少傾向にある。
 ・畦畔が高く、草刈り等の維持管理に時間と手間がかかる。
 ・農業者の減少や耕作不適地により遊休農地の増加が懸念される。
 ・鳥獣害の被害も多い。
 ・農機具の価格が高価であり、更新できずに離農してしまう。
 ・農業が儲かる・魅力ある職業でないので、農業者が減少する。
 ・持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、後継者・新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく話し合いが必要である。
 【地域の基礎的データ】※2020年農林業センサス
 農業経営体数:186経営体(うち50歳代以下21経営体)
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内外から農地を利用する者を確保し、農業を担う者への農地の集積集約化を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
 ・水稲のブランド化や飼料作物等の新規作物の導入を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	599.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	599.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及び現に耕作されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 ・保全、管理等のエリアについては、協議の中で必要な場合は設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・香川県農地機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域農業を担う者への農地集積を進める。 ・農業委員会と農地機構が一体となって対応する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業委員、農地利用最適化推進委員及び集積専門員と調整し、所有者の貸付意向や耕作者の経営意向に配慮し集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化した水路や農道の改修について検討が必要。 ・基盤整備を過去に実施していない地区では事業の検討が必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及び県普及センター、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・農業に関する講習会を開催し、農業者同士の結びつきや技術の向上につなげる
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るためJAや地元農業法人等と相談し農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵等の設置により、鳥獣被害を防止する。また、有害鳥獣捕獲者にわなや檻を設置してもらい被害を防ぐ。
- ・飼料用作物を生産し、町内畜産農家との耕畜連携を実施する。
- ・山間部で再生困難な農地については、農業委員会により非農地判断を実施する。